

高知県広域観光推進事業費補助金審査要領

(目的)

第1条 この要領は、高知県広域観光推進事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第16条の規定に基づき、当該補助事業の審査（以下「審査」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審査会)

第2条 交付要綱第6条第1項の知事が別に定める審査会は、高知県広域観光推進事業費補助金審査会（以下「審査会」という。）とする。地域博覧会開催支援事業の場合は、地域博覧会審査会を実施することとし、広域観光推進事業の場合は広域観光審査会を実施することとする。

2 地域博覧会審査会及び広域観光審査会は、交付要綱の規定に基づき、当該補助事業の交付申請に関し、交付決定の可否について、知事に意見を述べることができる。

3 地域博覧会審査会及び広域観光審査会は、前項のほか交付要綱第11条第2項後段の規定に基づき知事に意見を述べることができる。

(審査の手順)

第3条 審査は、実施計画書及び参考資料に基づき行うものとする。

2 事業の評価に当たっては、記載内容の確認等のため、あらかじめ、事業説明及び質疑応答を行うものとする。

3 事業の評価は、評価項目ごとに、「○×」方式の2段階評価によるものとする。

4 評価項目等は、別表第1または別表第2の高知県広域観光推進事業費補助金評価表（以下「評価表」という。）に定める。

(審査員)

第4条 広域観光審査会の審査員は、別表第3に定める。

2 別表第3に定める広域観光審査員には、次に掲げる経費を支払うものとする。ただし、広域観光審査員が辞退した場合はこの限りでない。

(1) 謝金として、1回当たり9,000円

(2) 旅費として、高知県の旅費規程に基づき計算した額

3 地域博覧会審査会は、次の各号に掲げる職にある地域博覧会審査員により構成するものとする。

(1) 公益財団法人高知県観光コンベンション協会誘致推進本部長

(2) 高知県観光振興スポーツ部観光政策課長

(3) 高知県観光振興スポーツ部国際観光課長

(4) 高知県観光振興スポーツ部観光政策課企画監（おもてなし推進担当）

(委員長等)

第5条 広域観光審査会に委員長を置き、委員長は会務を総括し、審査会を代表する。

2 委員長は、審査事業を適正、客観的に審査するため、専門分野の知見を有する者を審査会に招聘し、助言を求めることができる。

3 審査会は、審査の対象となる補助事業ごとに随時開催することとし、審査会の定足数は4名以上とし、審査会は非公開とする。

4 審査員は、審査するうえで知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(審査員の個別評価)

第6条 審査員は、別表第1または別表第2の評価表により、採択申請のあった事業ごとに、評価を行うものとする。なお、評価表に「×」を記入する場合は、原則として、「可否の理由」の欄に意見を付するものとする。

2 欠席する審査員は、あらかじめ、評価表を事務局に提出するものとする。なお、提出された評価表は、総合評価の際の参考資料とする。

(審査会の総合評価)

第7条 総合評価は、別表第4または別表第5の高知県広域観光推進事業費補助金評価表（集計表）を基に、審査員の合議により行う。

(審査員による審査結果の通知)

第8条 広域観光審査会の委員長は、審査会終了後速やかに、審査の結果を別紙様式により知事に提出するものとする。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、審査に必要な事項は、委員長が審査会に諮って定めるものとする。

附 則

この要領は、平成27年3月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年3月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年3月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年2月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年3月23日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年3月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年3月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年3月24日から施行する。

別表第3

広域観光審査員名簿

高知県観光振興スポーツ部 副部長 依光 香代子	審査委員長
高知大学次世代地域創造センター 准教授 岡村 健志	審査員
(株) 地域のチカラ 地域活性アドバイザー 北岡 敦広	審査員
(一社) 四国ツーリズム創造機構 事業推進本部長 桑村 琢	審査員
(一社) そらの郷 常務理事兼事務局長 日下 敏嗣	審査員

別紙様式

年 月 日

高知県知事 様

高知県広域観光推進事業費補助金
広域観光審査会委員長

高知県広域観光推進事業費補助金審査会の審査結果について

年 月 日に審査を行いました 件の事業について、別紙のとおり審査結果をとりまとめましたので、高知県広域観光推進事業費補助金審査要領第8条の規定に基づき提出します。